

2009年版「元気なモノづくり中小企業300社」の進め方

平成20年12月 中小企業庁

1. 基本方針

- ・ 本年度も、2009年版「元気なモノ作り中小企業300社」を選定するが、経済環境が厳しさを増していることから、地域において小規模ながら重要な役割を果たしている小規模企業をこれまでとは異なった基準で、半数の150社程度選定する。

(注)小規模企業：製造業では常用の従業員数が20人以下の企業。

すなわち、

「300社＝ 小規模企業150社(キラリと光るモノ作り小規模企業部門)

＋ それ以外の中小企業150社(日本のイノベーションを支えるモノ作り中小企業部門)」とし全国から選定。

2. 小規模企業(キラリと光るモノ作り小規模企業部門)の選定の視点

- ・ モノ作りに当たって、地域の特色を生かした材料や、技術・手法などを用いている。
- ・ 作るモノが環境・省エネ、高齢者対策、安全・安心などに役立つ製品やその部品・素材である。
- ・ 所在地の人材を優先的に雇っている、また、長年にわたり、従業員数を減らさないなど、地域の雇用に貢献している。などに着目し、他の小規模企業の模範となる企業を選定。

3. スケジュール

- ・ 12～1月 公募(20.12.15～21.1.16)(詳細は次ページ参照)
地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、産業技術総合研究所、公設試験研究所からの推薦
- ・ 2～3月 募集案件の取りまとめ、中小企業政策審議会経営支援部会事例集検討小委員会にて審議
- ・ 4～5月 事例集の作成、プレス発表
- ・ 5～6月 表彰状等授与式(各地)

2009年版「元気なモノづくり中小企業300社」の公募について

1. 実施主体

経済産業省

(中小企業庁及び各経済産業局のホームページに掲載)

2. 募集期間

平成20年12月15日(月)～平成21年1月16日(金)(17:00必着)

3. 募集対象者

(1)「日本のイノベーションを支えるモノ作り中小企業」部門

対 象: 日本国内で製造業を営む中小企業者(小規模企業者も含む。)

選定のポイント: 高度な技術を用いて革新的な製品を供給している中小企業、国民生活や産業活動に大きな影響を与えている中小企業など150社程度選定

(2)「キラリと光るモノ作り小規模企業」部門

対 象: 日本国内で製造業を営む小規模企業者

選定のポイント: モノ作りを通じ、地域経済において重要な役割を担っている小規模企業、社会的課題の解決に役立つ製品を作っている小規模企業など150社程度選定

4. 申請書類の提出先

各経済産業局元気なモノ作り中小企業300社担当課

5. 選定方法

有識者で構成される審査委員会(中小企業政策審議会経営支援部会「元気なモノ作り中小企業300社」事例集検討小委員会)で審査